

知名町告示第65号

知名町町民提案型まちづくり基金活用事業補助金交付要綱を次のとおり定めた。

令和6年10月21日

知名町長 今井 力夫

知名町町民提案型まちづくり基金活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町民団体及びグループ等(以下、「町民団体等」という。)が、子や孫が誇れるまちづくりを推進するため、地域課題や行政課題の自主的・主体的な解決に向け、企画・提案・実施する事業に対し、必要な経費の一部を町が補助することを目的とし、知名町補助金等交付規則(令和4年規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の対象となる町民団体及び代表者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 3人以上で構成され、事業を的確に遂行できる団体
- (2) 代表者が町内に在住、在勤又は在学している団体
- (3) 活動拠点を町内に有し、町内において活動を行っている団体
- (4) 事業完了後も継続して活動を行う見込みがある団体
- (5) 本町に本社を有し、応募する日の直近1年以上の活動実績がある事業者及び法人、又は本町に住所を有し、直近1年以上居住している者、かつ、今後も定住の見込みがある者
- (6) 構成員全員が町民税等の滞納がない団体
- (7) 他の補助金を併用しないこと。

(8) 知名町暴力団排除条例(平成24年条例第11号)第2条第1項第1号及び第2号の規定に該当しない者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別表1に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象外とする。

(1) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業

(2) 地区住民の交流会その他の親睦会的な事業

(3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業

(補助対象外経費)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は補助金の対象から除くものとする。

(1) 町民団体等の事務所等を維持するための費用

(2) 町民団体等の経常的な活動に要する費用

(3) 町民団体等の構成員に対する人件費、謝礼等の費用

(4) その他、町長が適切でないと認める費用

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額から補助対象事業に係る収入額を控除した額未満において、町長が定める額とする。

2 補助対象事業を始めようとする場合の補助率については、対象経費の10分の10以内の額で1団体300万円を限度とする。

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、申請書を受理したときは、その内容を精査し、補助金の交付の可否及び交付するときにおける補助金の額を決定する。

2 町長は、前項の審査を適正かつ効率的に行うため、ふるさとまちづくり基金活用事業選考委員会（以下、「委員会」という。）に審査を行わせるものとする。

3 委員会の委員、審査の方法その他委員会の運営に関する事項は、別に定める。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表1（第3条関係）

ミッション（基本理念）及びアクションプラン（行動方針）

ミッション	アクションプラン
<p>1 いつまでも暮らし続けたい環境の維持・整備</p> <p>町民が暮らし続けたいと思えるような生活環境や町民の生活基盤の整備を行います。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 暮らしやすい良好な生活環境の確保 2 適切な公共交通と安全に通行できる道路環境の整備・維持 3 住み良い住宅環境に向けた総合的な取組の推進 4 町の自然環境の保護・整備 5 地理的特性に縛られない情報通信環境の確保 6 実用的な都市計画の推進 7 町民サービスなどの充実・効率化
<p>2 持続していくためのコミュニティの創出・育成</p> <p>地域社会が持続していくために必要な子育て支援、医療・介護・保健・福祉の充実、防災・防犯推進などを行います。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 8 安心して出産し、子育てができる環境づくり 9 適切な医療が受けられる環境、体制の整備・維持 10 子どもから高齢者まで安心して健やかに過ごせる町づくり 11 これまで以上に生き生きと女性が活躍できる町の実現 12 字の特色・魅力を活かした持続可能な地域づくりの推進 13 見守り、声を掛け合える、安心して暮らしていける環境の整備・維持 14 災害などへの自主防災力の向上と災害に強い社会基盤整備
<p>3 未来を支える産業競争力の強化と次代を担う人づくり</p> <p>基幹産業である農業・水産業と観光をはじめとした商工業における農商工等連携の推進など産業競争力の強化と、次代の担い手をつくる教育振興などを進めます。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 15 稼げる地域をつくる農業・水産業・観光業を軸とした農商工等連携や六次産業化の推進 16 基幹産業である第一次産業を中心とした担い手の獲得・育成 17 地域経済に寄与できる町外企業の誘致・支援 18 起業・継業も含め、意欲を持って働ける仕事の創出と就労支援 19 競争力ある町を支える産業・商工業基盤の整備・維持 20 地域に愛着・誇りを持てる、特色ある教育活動の推進と地域格差がない教育環境の充実 21 次代を担う子や孫が帰ってきたいと思える地域づくりの推進